

○厚生労働省令第九十七号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、厚生年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年五月十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生年金基金規則等の一部を改正する省令

（厚生年金基金規則の一部改正）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「第七十五条」を「第七十四条の二」に改める。

第三条第二号中「及び第二項」を削り、同条第四号中「第百四十四条の三第一項」を「第百四十四条の五第一項」に改め、「年金給付等積立金をいう。」の下に「第三十条の四、第七十二条の四の三から第七

十二条の四の七まで並びに第七十四条の二第二項及び第四項を除き、」を、「資産管理機関をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「第四百四十四条の三第二項」を「第四百四十四条の五第二項」に改める。

第五条の二第一項中「第四百四十四条の二第四項」を「第四百四十四条の二第二項」に改め、同条第四項中「第四百四十四条の二第七項」を「第四百四十四条の二第四項」に改める。

第六条第二号中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第三十条の三の次に次の二条を加える。

（脱退一時金相当額等の移換に係る者に基金が支給する脱退一時金）

第三十条の四 基金が法第四百四十四条の三第六項若しくは第六十五条第六項又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百五十五条の二第二項若しくは第一百五十五条の五第二項の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額（法第四百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。この条を除き、以下同じ。）若しくは年金給付等積立金（法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。第七十二条の四の三から第七十二条の四の七まで並びに第七十四条の二第二項及び第四項に

において同じ。)又は確定給付企業年金脱退一時金相当額(確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。)若しくは積立金(同法第五十九条に規定する積立金をいう。)を総称する。以下同じ。)の移換を受けた者に支給する一時金たる給付(老齢年金給付の支給を開始した後)に支給する一時金たる給付を除く。)の額は、基金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

(脱退一時金の支給の特例)

第三十条の五 基金が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が当該基金の加入員の資格を喪失した場合において、当該者が令第二十五条に定める脱退一時金を受けるための要件を満たさないときは、同条の規定にかかわらず、基金は、当該者に対して移換を受けた脱退一時金相当額等の額を支給しなければならない。

第三十二条の十五第一項中「(平成十三年法律第五十号)」を削る。

第三十五条中「第三百三十条第四項」を「第三百三十条第五項」に改める。

第四十九条の二中「第四十一条の三」を「第四十一条の三第一号」に改め、同条の次に次の五条を加え

る。

(他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転等の申出)

第四十九条の三 法第四百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)を、乙基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 乙基金が老齡年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齡年金給付の額

2 法第四百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを乙基金に提出するものとする。

一 脱退一時金相当額

二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間

(脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一部を老齡年金給付の額の算定の基礎として用いる際の算定方法)

第四十九条の四 令第四十一条の三の五第二項の規定により、甲基金の脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の一部を、乙基金の老齡年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 乙基金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となる期間を算定すること

。ただし、算定された期間が甲基金の脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となつた期間とすること。

二 甲基金の脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間を乙基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いないこととする場合にあっては、乙基金の加入員であつた期間（令第四十一条の三の五第一項の規定により乙基金の加入員であつた期間とみなされた期間を除く。）が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（中途脱退者に係る権利義務の承継等の通知）

第四十九条の五 法第四百四十四条の三第九項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一 法第四百四十四条の三第三項の規定により老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した年月日及びその老齢年金給付の額並びに支給

開始の年月又は年齢

二 法第四百四十四条の三第七項の規定により法第三百三十条第一項から第三項までに規定する給付（第七十二条の四の六第一項第二号において「老齢年金給付等」という。）の支給を行うこととなつた場合

乙基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額並びに令第四十一条の三の五第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四十九条の六 法第四百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、基金は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合にあつては、基礎年金番号

三 脱退一時金相当額並びにその算定の基礎となつた期間の開始日及び終了日

(脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知)

第四十九条の七 法第四百四十四条の六第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間(同法第三十三条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の通算加入者等期間をいう。第七十二条の四の六第三項において同じ。)に算入される期間

第六十五条第一項中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第六十六条中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)」を削り、同条第三号中「基準標準給与月額」を「報酬標準給与の月額」に改め、同条第四号中「基準標準給与額」を「報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額」に改め、同条第五号中「第六十二条

の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

「第二章 厚生年金基金連合会」を「第二章 企業年金連合会」に改める。

第六十九条の二第一項中「第百五十九条第三項」を「第百五十九条第四項」に改める。

第七十条の見出し中「中途脱退者」を「基金から連合会への中途脱退者」に改め、同条第一項第三号中「基準標準給与月額」を「報酬標準給与の月額」に改め、同項第四号中「基準標準給与額」を「報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額」に改め、同条第二項第一号中「生年月日」の下に「、住所」を加え、同項第二号中「脱退一時金相当額」の下に「及びその算定の基礎となった期間」を加える。

第七十一条第三項中「、官報に掲載して行うほか」を削る。

第七十二条を削る。

第七十二条の二第一項中「第百六十二条の三第四項」を「第百六十一条第四項」に改め、同条第二項中「第百六十二条の四第一項」を「第百六十二条第一項」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十二条の三第一項中「第百六十二条の三第七項」を「第百六十一条第七項」に改め、同項第一号中「第百六十二条の三第五項」を「第百六十一条第五項」に改め、同条第二項中「第百六十二条の三第八項

」を「第百六十一条第八項」に改め、同条を第七十二条の二とする。

第七十二条の四第一項各号列記以外の部分中「解散基金加入員」の下に「（確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされる者を含む。以下この条並びに第七十四条において準用する第二十一条第一項第一号及び第三号において同じ。）」を加え、同条第四項第三号中「第百六十二条の三第五項」を「第百六十一条第五項」に改め、同条を第七十二条の三とする。

第七十二条の四の二第一項中「第百六十二条の四第三項」を「第百六十二条第三項」に、「第百六十二条の三第七項」を「第百六十一条第七項」に改め、同項第一号中「第百六十二条の四第二項」を「第百六十二条第二項」に改め、同条第二項中「第百六十二条の四第四項」を「第百六十二条第四項」に改め、同条を第七十二条の四とする。

第七十二条の四の三を第七十二条の四の二とし、同条の次に次の五条を加える。

（連合会から基金への給付の支給に関する権利義務の移転等の申出）

第七十二条の四の三 法第百六十五条第二項の規定による老齢年金給付（法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支

給に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等という。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2 法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一 年金給付等積立金の額

二 法第百六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた

期間又は法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

（連合会から確定給付企業年金又は確定拠出年金への年金給付等積立金の移換の申出）

第七十二条の四の四 法第百六十五条の二第一項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 年金給付等積立金の額及び算定基礎期間等

2 法第百六十五条の三第一項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合にあつては、基礎年金番号

三 年金給付等積立金の額並びに算定基礎期間等の開始日及び終了日

(算定基礎期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法)

第七十二条の四の五 令第五十二条の五の三第二項の規定により算定基礎期間等の一部を基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならぬ。

一 基金の規約に照らして当該移換された年金給付等積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いないこととする場合にあつては、基金の加入員であつた期間（令第五十二条の五の三第一項の規定により基金の加入員であつた期間とみなされた期間を除く。）が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められる

こと。

2 令第五十二条の五の三第三項の規定により、算定基礎期間等の一部を確定給付企業年金の加入者期間（確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された年金給付等積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を確定給付企業年金の加入者期間に算入しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（中途脱退者等に係る権利義務の承継等の通知）

第七十二条の四の六 法第六十五条第九項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 法第百六十五条第三項の規定により老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した年月日及びその老齢年金給付の額並びに支給開始の年月又は年齢

二 法第百六十五条第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつた場合 基金が年金給付等積立金の移換を受けた年月日及びその額並びに令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

2 法第百六十五条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が年金給付等積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 令第五十二条の五の三第三項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

3 法第百六十五条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途

脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が年金給付等積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

(連合会から移換する年金給付等積立金の額)

第七十二条の四の七 連合会が法第六十五条第六項、第六十五条の二第二項又は第六十五条の三第二項の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 連合会の規約で定める方法により計算した額

二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額(当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。)

第七十三条第五号中「基準標準給与月額」を「報酬標準給与の月額」に改め、同条第六号中「基準標準給与額」を「報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額」に改め、同条第七号中「第百六十二条の三第二項」を「第百六十一条第二項」に改め、同条第九号中「第百六十二条の三第四項」を「第百六十一条第四項」に改め、同条第十号中「第百六十二条の四第二項」を「第百六十二条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 基金が確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による権利義務の移転を行った年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額

第七十四条第一項の表中第二十三条から第二十八条までの項の次に次のように加える。

第三十条の四

連合会が支給する一時金たる給付（老齢年金給付の支給を開始した後に支給する一時金たる給付を除く。）

第七十四条第一項の表第一章第七節（第四十二条第三項、第四十五条及び第四十七条の二を除く。）の項中「及び第四十七条の二」を「、第四十七条の二及び第四十七条の三」に改め、同条第二項の表第六条第二号の項中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同表第二十三条第一項第二

号の項の次に次のように加える。

第三十条の四

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <p>基金が法第四百四十四条の三第六項若しくは第百六十五条第六項又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十五条の二第二項若しくは第百十五条の五第二項</p> <p>項</p> <p>脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額（法第四百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。この条を除き、以下同じ。）若しくは年金給付等積立金（法第百六十五条第五項に規定する年</p> | <p>連合会が法第六十条の二第二項又は第百六十一条第五項</p> <p>脱退一時金相当額又は残余財産</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|

金給付等積立金をいう。第七十二条の四の三から第七十二条の四の七まで並びに第七十四条の二第二項及び第四項において同じ。）又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）若しくは積立金（同法第五十九条に規定する積立金をいう。）を総称する。以下同じ。）

基金の
脱退一時金相当額等の額

連合会の
脱退一時金相当額又は残余財産の額

(当該中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。)

第七十四条第二項の表第三十五条の項中

第四十四条の二

第七十四条において準用する第四十四条の二

法第三十条第四項

法第五十九条第五項

を

第四十四条の二

第七十四条において準用する第四十四条の二

年金経理から業務経理

厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理から

に

福祉施設経理又は業務経理

法第三十条第五項

法第五十九条第六項

改め、同表第四十一条第二項の項下欄中「年金経理、」を「厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、」に、「共済経理及び」を「共済経理並びに」に、「年金経理により、法第五十九条第二項第一号」を「厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、法第五十九条第四

項第一号」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同表第四十四条の二の項を次のように改める。

| | | |
|---------|------------|------------------------------------------|
| 第四十四条の二 | 年金経理から業務経理 | 厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理又は業務経理 |
|---------|------------|------------------------------------------|

第七十四条第二項の表第四十七条第三号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------------|---------------|-----------------------------------------|
| 第四十七条第四号 | 年金経理 | 厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理 |
| 第四十八条第一項及び第二項 | 年金経理 別途積立金 | 厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理 それぞれ別途積立金 |

第三章中第七十五条の前に次の一条を加える。

(中途脱退者等への説明義務)

第七十四条の二 令第五十五条の二第一項の規定により、基金が加入員の資格を喪失した者（以下この項において「資格喪失者」という。）に老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は脱退一時金相当

額の移換に關して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他老齡年金給付の支給に關する權利義務の移換又は脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第五十五条の二第二項の規定により、基金が加入員の資格を取得した者に老齡年金給付の支給に關する權利義務の移換又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第四十一条の三の四第一項又は第五十二条の五の二第一項の規定による老齡年金給付の支給に關する權利義務の移換又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續

二 令第四十一条の三の五第二項又は第五十二条の五の三第二項の規定により老齡年金給付の額の算定の基礎として用いる期間及びその算定方法

三 第四十九条の四第二号又は第七十二条の四の五第一項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項

3 令第五十五条の二第三項の規定により連合会が中途脱退者に老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項については説明するときは、令第五十一条第一項の規定による老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

4 令第五十五条の二第四項の規定により確定給付企業年金の事業主等が当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者に年金給付等積立金の移換に関して必要な事項については説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第五十二条の五の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による年金給付等積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続

二 令第五十二条の五の三第三項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその

算定方法

三 第七十二条の四の五第二項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他年金給付等積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

第八十二条第一号中「当該基金の規約で定めるところにより徴収すべきであつた」を「徴収した」に改める。

第八十八条中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）」を削り、「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

附則第四項中「年金経理」を「厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理」に改める。

附則第六項から第八項までを削る。

別記様式表面中「二十万円」を「五十万円」に改める。

（国民年金基金規則の一部改正）

第二条 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「官報に掲載して行うほか」を削る。

別記様式表面中「十万円」を「五十万円」に改める。

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第三条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十二号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四百九条第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等(法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。))の移換が行われたことがあるとき」を、「、その資産」の下に「又は脱退一時金相当額等」を加える。

第二十一条第九号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたとき」を、「、その資産」の下に「又は脱退一時金相当額等」を加える。

第二十六条第一項に次の一号を加える。

五 厚生年金保険法第四百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法

第一百七十七条の二第四項若しくは第一百七十七条の三第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

第三十条各号列記以外の部分中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、「第五十四条第二項」の下に「、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項」を、「第三十三条第一項」の下に「（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「第二十四条」の下に「、第四十一条の三の五第二項若しくは第五十二条の五の三第二項又は確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八条の三第一項」を加え、同条第二号中「（平成十三年政令第四百二十四号）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 令第二十四条第二項の規定により準用する同条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）の移換を受ける場合 厚生年金基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間（前項に掲げる期間を除く。）

二 年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第六十条の二第二項の規定により企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は同法第六十一条第一項の解散した厚生年金基金の加入員であつた期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

三 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第九十一条の二第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は同法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間（前項又は前二号に掲げる期間を除く。）

第三十条の次に次の一条を加える。

(脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務)

第三十条の二 令第二十五条の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項については説明するときは、法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手續その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならぬ。

第三十一条中「事業主が」の下に「法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行う際に」を加える。

第三十四条第二号中「第六号又は第七号」を「第七号又は第八号」に改める。

第三十七条第一項に次の一号を加える。

七 脱退一時金相当額等の移換に係る書類の受理に関する事務

第四十条第三項を削る。

第五十六条第一項第十二号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるとき」を、「、その資産」の下に「又は脱退一時金相当額等」を加え、同条第三項中「個人型年金加入者等原簿」を「個人型年金加入者等帳簿」に改める。

第五十九条に次の一項を加える。

2 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、同項第三号中「前項又は前二号」とあるのは「前二号」と、第三十条の二中「第二十五条」とあるのは「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七

十三条の規定により準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（脱退一時金の支給の請求等）

第六十九条の二 法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。次条第二項第一号において同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 法附則第二条の二第一項の請求があつたときは、請求者を使用していた厚生年金適用事業所の事業主は、速やかに、令第五十九条第一項第二号に掲げる額を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

第七十条の見出しを削り、同条第二項第一号中「（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）」を削り、「証明書」の下に「その他の生年月日を証する書類」を加え、同項第二号中「申出者」を「請求者」に改める。

附則第二条第二項中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「第三十条各号」を「第三十条第一項各号」に、「第三十条第一号及び第二号」を「第三十条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項各号」に、「同条第三号」を「同条第一項第三号」に改める。

様式第八号3．事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用に関する事項の表及び同様式4．給付の状況の表を次のように改める。

3．事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用に関する事項

| 運用商品名 | 企業型年金加入者等数 | 個人別管理 資産総額 | 運用の方法 の種類 | 元本確保の 運用の方法 | 株券等 |
|-------|------------------|---------------|--------------|----------------|-----|
| | 企業型年金加入者数 人 | 円 | | | |
| | 企業型年金運用指図者数 人 | 円 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|-------------|---|---|--|--|--|--|
| | 合 計 | 人 | 円 | | | | |
| | 企業型年金加入者数 | 人 | 円 | | | | |
| | 企業型年金運用指図者数 | 人 | 円 | | | | |
| | 合 計 | 人 | 円 | | | | |
| | 企業型年金加入者数 | 人 | 円 | | | | |
| | 企業型年金運用指図者数 | 人 | 円 | | | | |
| 合 計 | 合 計 | 人 | 円 | | | | |

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

| 給付 | 事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数） | | 支給総額（うち新規受給者への支給額） | | | |
|-----|--------------------------|----|--------------------|----|----|----|
| | 男 | 女 | 円（ | 円） | | |
| 年齢 | 男 | 人（ | 人） | 円（ | 円） | |
| | 女 | 人（ | 人） | 円（ | 円） | |
| | 計 | 人（ | 人） | 円（ | 円） | |
| | 年齢 | 男 | 人（ | 人） | 円（ | 円） |
| 給付金 | 一時金 | 女 | 人（ | 人） | 円（ | 円） |
| | | 計 | 人（ | 人） | 円（ | 円） |
| | 年金 | 男 | 人（ | 人） | 円（ | 円） |
| | | 女 | 人（ | 人） | 円（ | 円） |

| 障害 給付金 | 一時金 | 計 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
|-----------|-----|---|-----|----|-----|----|
| | | 男 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| 死亡一時金 | 計 | 男 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| | | 女 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| 脱退一時金 | 計 | 男 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| | | 女 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| 計 | 計 | 男 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| | | 女 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |
| | | 計 | 人 (| 人) | 円 (| 円) |

様式第八号 6. 事業主が行った法第2条第7項第1号への給付を受ける権利の裁定の件数の表を次のように改める。

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号への給付を受ける権利の裁定の件数

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 老齢給付金 | 障害給付金 | 死亡一時金 | 脱退一時金 |
| 男 | 男 | 男 | 男 |
| 女 | 女 | 女 | 女 |
| 計 | 計 | 計 | 計 |

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

様式第八号に次のように加える。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

9. 事業主が法第83条第2項の規定により行った個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等

| | |
|----|------|
| 件数 | 移換金額 |
|----|------|

(備考) 当該事業年度内に法第 83 条第 1 項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への
同条第 2 項の規定による通知の実績を記載すること。

様式第九号表面中「二十万円」を「五十万円」に改める。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第四条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 確定給付企業年金の終了及び清算(第九十七条―第百四条)」を
「第八章 確定給付

第八章の二 企業

企業年金の終了及び清算(第九十七条―第百四条)

に、「第三百三十四条」を「

年金連合会による中途脱退者等に係る措置(第百四条の二―第百四条の九)」

第百四十三条」に改める。

第五条第四号中「の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法」を「若しくは」に改め、「又は法」の下に「第百十条の二第三項若しくは」を加える。

第七条第一項第六号中「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に改め、同条第二項第三号中「資産管理運用機関」の下に「（法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第十二条第二号中「の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法」を「若しくは」に、「又は」を「、法第百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は」に改める。

第十五条第二号中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

第二十三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 加入者が法第九十一条の二第一項の規定によりその脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる場合にあっては、当該加入者の住所

第二十四条第一号中「同じ。」における」を「同じ。」以降の日における」に改め、「という。」の
下に「のうち、最も低い下限予定利率」を加える。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付）

第三十二条の二 資産管理運用機関又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）が法第八十一条の
二第二項、第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二
第二項の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時
金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同
法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）
の移換を受けた者に事業主等（規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。）が支給する一時
金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該確定
給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のい
ずれか高い額とする。

(脱退一時金相当額の支給の特例)

第三十二条の三 資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなった場合において、当該者が法第四十一条第一項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、事業主等は、当該者に対して資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額を支給しなければならない。

第三十三条第一項中「(規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。)」を削り、同項第一号中「その他」を「その他の」に改める。

第五十八条に見出しとして「(積立不足に伴い抛出すべき掛金の額)」を付する。

第七十四条第一項中「第四十四条第一項第二号」を「第四十四条第二号」に改める。

第八十七条第一項第四号中「資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。

又は基金)」を「資産管理運用機関等」に改める。

第八十九条の次に次の五条を加える。

(他の確定給付企業年金から権利義務を承継する場合における加入者期間の取扱い)

第八十九条の二 令第五十条第八項の規定により、移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間を承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間とみなす場合にあつては、移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金の規約の定めるところにより行うものとする。

（脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出）

第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

三 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額（以下「本人抛出相当額」という。）

四 法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

（脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合における算定方法）

第八十九条の四 令第五十条の三の規定により脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の一部を、当該中途脱退者に係る移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 移換先確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間とすること。

二 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあつては、移換先確定給付企業年金の加入者であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の資格を喪失した者（以下この項、第四百四条の四第一項及び第四百四十二条第一項において「資格喪失者」という。）に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項については、当該資格喪失者の脱退一時金相当額（当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額を含む。）その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第五十条の四第二項の規定により事業主等が加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項については、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第五十条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續
- 二 令第五十条の三の規定により移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方

法

三 前条第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項

(脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知)

第八十九条の六 法第八十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第五十条の三の規定により移換先確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

第九十四条第一項各号列記以外の部分中「法第七十九条第一項に規定する移換確定給付企業年金（以下この条において「移換確定給付企業年金」という。）」を「移換確定給付企業年金」に改め、「この条及び第二百二十三条において」を削り、同項第二号中「法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金（以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）」を「承継確定給付企業年金」に改め、同条第七項中「第七十三条第三項から第五項まで」を「第七十三条第八項から第十一項まで」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(給付金の額の算定に関する基準)

第四百四条の二 令第六十五条の二の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び連合会が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は終了制度加入者等（法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等をいう。第四百四条の五第二項において同じ。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第四百四条の三 法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

三 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額

四 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

（中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務）

第四百四条の四 令第六十五条の七第一項の規定により事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に
関して必要な事項については、当該資格喪失者の脱退一時金相当額（当該資格喪失者が負
担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額を含む。）その他脱退一時金相当額の移換に係る判
断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第六十五条の七第二項の規定により連合会が中途脱退者に脱退一時金相当額の移換に
関して必要な事項については、令第六十五条の五第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の
期限及び当該申出の手續その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなけれ
ばならない。

（老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等）

第四百四条の五 法第九十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を

当該中途脱退者又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 連合会が支給する老齢給付金又は遺族給付金の概要

2 法第九十一条の三第五項（法第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 連合会が残余財産（法第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換を受けた年月日及びその額

二 連合会が支給する老齢給付金、障害給付金又は遺族給付金の概要

3 法第九十一条の二第六項（法第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(残余財産の移換の申出)

第四百四条の六 法第九十一条の三第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 残余財産の額並びに当該確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日

三 終了制度加入者等が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額

2 前項の規定は、法第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項の規定による申出があつたときについて準用する。この場合において、前項中「第九十一条の三第一項」とあるのは「第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項」と、
「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第四百四条の七 連合会が支給する障害給付金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を

連合会に提出することによって行うものとする。

一 請求者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 請求者の住所

2 前項の請求書には、確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の障害給付金の受給権を有していたことを証する書類を添えなければならない。

3 法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出することによって行うものとする。

一 法第九十一条の五第三項の遺族給付金（次号において「連合会遺族給付金」という。）を請求する場合 確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の遺族給付金の受給権を有していたことを証する書類

二 法第九十一条の五第五項の遺族給付金を請求する場合 次に掲げる書類

イ 死亡した連合会遺族給付金の受給権者（以下この号において「死亡した受給権者」という。）の

氏名、性別及び基礎年金番号を記載した書類

ロ 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他の当該事実を証する書類

ハ 請求者が法第九十一条の五第六項において準用する法第四十八条第三号に該当する者である場合にあっては、請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証する書類

（準用規定）

第四百四条の八 第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第五十三条、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで及び第八十三条から第八十五条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。この場合におい

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三十条 | 第二十九条第三号 | 第六十五条の四において準用する令第二十九条第三号 |
| 第三十二条の二 | <p>資産管理運用機関又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）</p> <p>第八十一条の二第二項、第一百五十五条の三第二項若しくは第一百五十五条の四第二項又は厚生年金保険法第六十五条の二第二項</p> <p>脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規</p> | <p>連合会</p> <p>第九十一条の二第二項、第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項又は第九十一条の五第二項</p> <p>脱退一時金相当額又は残余財産（法第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）</p> |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）</p> | |
| <p>者に事業主等（規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。）が当該確定給付企業年金</p> | <p>者に 連合会</p> |
| <p>脱退一時金相当額等の額</p> | <p>脱退一時金相当額若しくは残余財産の額（当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。）又は終了制度加入者等（法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項</p> |

| | | | | | |
|------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------|-------------------|
| | 第三十三条第一項 | 第三十三条第三項 | | 第三十三条第三項第二号 | 第三十四条 |
| | 第三十条第一項 事業主等 | 遺族給付金 | 第四十七条 | 第四十八条第三号 | 第二十六条第一項 |
| 及び第九十一条の五第一項に規定する 終了制度加入者等をいう。）の給付に 充てる部分に限る。） | 第九十一条の六第一項 連合会 | 法第九十一条の二第三項、第九十一条 の三第三項又は第九十一条の四第三項 の遺族給付金 | 第九十一条の七において準用する法第 四十七条 | 第九十一条の七において準用する法第 四十八条第三号 | 第六十五条の四において準用する令第 |

| | | |
|----------|--------------------|----------------------------------------------------------|
| | 氏名、性別、生年月日 事業主等 | 二十六条第一項 氏名 |
| 第三十四条第二号 | 前条 第四十八条第三号 | 第四百条の八において準用する前条 第九十一条の七において準用する法第 四十八条第三号 |
| 第三十五条 | 第二十九条第三号 第三十条各号 | 第六十五条の四において準用する令第 二十九条第三号 第四百条の八において準用する第三十 条各号 |
| 第三十六条 | 事業主等 事業主等 | 連合会 連合会 |
| | 第三十条第一項 事業主等 | 第九十一条の六第一項 連合会 |

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第五十三条第一項 | 現価から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価を控除した額 | 現価 |
| 第六十七条 | 第三十八条第一項第一号ハ及び | 第六十五条の四において準用する |
| 第七十一条 | 第三号を除く | 第二号に係る部分に限る |
| 第四十条第一項第四号 | 第六十五条の四において準用する令第四十条第一項第四号 | 第六十八条第一号中「事業主」とあるのは「基金」と、「法第五十五条第一項」とあるのは「事業主から納付された法第五十五条第一項」と、「法第五十六条第一項の規定による規約で定める日」とあるのは「当該納付された日の属する月の翌々月の初日」と、同条 |
| 第六十八条第一号中「事業主」とあるのは「基金」と、「法第五十五条第一項」とあるのは「事業主から納付された法第五十五条第一項」と、「法第五十六条第一項の規定による規約で定める日」とあるのは「当該納付された日の属する月の翌々月の初日」と、同条 | 第六十八条第二号 | |

| | | | | | |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| | | 第七十二条 | | | |
| | | 第二号 | | | |
| | | 基金」と読み替える | | | |
| | | 第四十一条 | | | |
| | | 基金 | | | |
| | | から、 | | | |
| | | 第百十一条の規定により年金経理から業務経理へ繰り入れることとした額、 | | | |
| | | 連合会 | | | |
| | | から、法第九十三条」 | | | |
| | | 第百四条の九の規定により読み替えて適用する厚生年金基金規則（昭和四十年厚生省令第三十四号）第七十四条において準用する同令第四十四条の規定により厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉施 | | | |

| | | |
|-------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>設経理又は業務経理へ繰り入れること とした額、厚生年金保険法第百五十九 条第七項</p> |
| 第七十三條 | 第七十條 | 第七十條（第一号を除く。） |
| 第四十一條 | 第六十五條の四において準用する令第 四十一條 | 第七十條第一号中「事業主」とあるの は「基金」と、「法第五十五條第一項 」とあるのは「事業主から納付された 法第五十五條第一項」と、「法第五十 六條第一項の規定による規約で定める 日」とあるのは「当該納付された日の 属する月の翌々月の初日 |
| | 第七十條中「第一号及び第二号」とあ るのは「第二号」と、「第一号及び第 三号」とあるのは「第三号 | |

| | | | | | |
|-------------|-------------|-----------------------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| 第七十四条第一項 | 基金」と読み替える | | | 連合会」と読み替える | |
| 第七十四条第一項第一号 | 地方厚生局長等 | 厚生労働大臣 | 第七十四条第一項第一号 | 第四十二条第一項第二号 | 第六十五条の四において準用する令第四十二条第一項第二号 |
| 第七十四条第一項第二号 | 第四十二条第一項第三号 | 第六十五条の四において準用する令第四十二条第一項第三号 | 第七十四条第二項 | 基金 | 連合会 |
| | 第八十三条第二項 | 第百四条の八において準用する第八十条第二項 | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|-----------|-------------------------------|----------|-----------|-------------------------------|----------|-----------|-------------------------------|
| | | | | | | | 地方厚生局長等 | |
| 第七十五条 | 第四十四条第一号イ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第一号イ | 第七十六条 | 第四十四条第二号イ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号イ | 第七十七条 | 第四十四条第二号ロ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号ロ |
| 第七十八条 | 第四十四条第二号ハ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号ハ | 第七十八条第一号 | 第四十四条第一号イ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第一号イ | 第七十八条第二号 | 第四十四条第二号イ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号イ |
| 第七十八条第一号 | 第四十四条第二号イ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号イ | | | | | | |

| | | |
|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| 第七十九条 | 第四十四条第二号二 | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号二 |
| 第八十条 | 第四十四条第二号へ(2) | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号へ(2) |
| 第八十一条第一項 | 第四十四条第二号イ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号イ |
| 第八十一条第一項第 二号 | 第四十四条第二号ニ | 第六十五条の四において準用する令第 四十四条第二号ニ |
| 第八十一条第二項 | 第八十三条第一項第二号 | 第四百四条の八において準用する第八十 三条第一項第二号 |
| 第八十三条第一項 | 第四十五条第一項 | 第六十五条の四において準用する令第 四十五条第一項 |
| 第八十三条第一項第 一 | 第六十五条第一項及び第二項又は | 第九十一条の七において準用する |

| | | |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>二号</p> | <p>第四十五条第三項</p> | <p>第六十五条の四において準用する令第 四十五条第三項</p> |
| <p>第八十三条第一項第 三号</p> | <p>第六十五条第一項及び第二項又は法第 六十六条第一項（法第六十五条第一項 第一号の規定による信託の契約であつ て、令第三十八条第一項第二号に該当 するものを除く。）</p> | <p>第九十一条の七において準用する法第 六十六条第一項</p> |
| <p>第八十三条第二項</p> | <p>第六十六条第四項</p> <p>基金については</p> | <p>第九十一条の七において準用する第六 十六条第四項</p> <p>場合は</p> |
| <p>第八十三条第三項</p> | <p>基金並びに法第五十六条第二項の規定 により掛金を金銭に代えて株式で納付 する規約型企業年金の事業主及び同項</p> | <p>場合は</p> |

| | | |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| | <p>の規定により株式の納付を受ける基金 次条第一項第一号</p> | |
| <p>第八十三条第四項</p> | <p>事業主等（第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。） 第四十五条第三項</p> | <p>連合会 第六十五条の四において準用する令第四十五条第三項</p> |
| <p>第八十四条第一項</p> | <p>事業主等 第六十五条第一項及び第二項又は</p> | <p>連合会 第九十一条の七において準用する</p> |
| <p>第八十四条第一項第一号 第八十四条第一項第二号</p> | <p>当該事業主等</p> | <p>連合会</p> |
| <p>第八十四条第二項</p> | <p>事業主等は、当該確定給付企業年金の</p> | <p>連合会は、</p> |

| | | |
|-------|-----------------|-----------------|
| | 第六十五条第一項及び第二項又は | 第九十一条の七において準用する |
| 第八十五条 | 事業主等 | 連合会 |

(法の規定により連合会の業務が行われる場合における厚生年金基金規則の適用)

第四百条の九 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------|------------|--------------------------------------------------------------|
| 第六十九条 | 一時金たる給付の変更 | 一時金たる給付(確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む。以下この条において同じ。)の変更 |
| 第七十二条の七第一号 | 業務内容 | 業務内容(確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務内容を含む。) |

| | | |
|-------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第七十二条の七第四号 | 業務 | 業務（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。第六号、次条第七号ハ並びに第七十四条において準用する第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項において同じ。） |
| 第七十二条の八第二号イ | | （及び確定給付企業年金積立金（確定給付企業年金法の規定により連合会が積み立てるべき積立金をいう。第七十条において準用する第四十四条の二及び第五十六条第二項において同じ。）の額（確定給付企業年金責任準備金（同法第九十一条の七において準用す |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 第七十三条第二号 |
| | 又は解散した基金の名称 |
| <p>る同法第六十条第二項の責任準備金をいう。第七十四条において準用する第四十四条の二、第四十七条第一号及び第六十五条第一項において同じ。）の額との比較を含む。）</p> | <p>若しくは解散した基金の名称又は確定給付企業年金法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項若しくは第九十一条の五第二項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額（同法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）若</p> |

| | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第七十三条第三号 | |
| 年月日 | |
| 年月日又は確定給付企業年金脱退一時 | <p>しくは確定給付企業年金残余財産（同法第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下この条において同じ。）を連合会に移換した確定給付企業年金の資産管理運用機関等（同法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）に係る事業主の名称及び確定給付企業年金法施行規則第八条に規定する規約番号（基金型企業年金である場合にあつては、当該企業年金基金の名称及び同令第十六条に規定する基金番号）</p> |

| | | |
|----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第七十三条第八号 | その額 | <p>金相当額の算定の基礎となつた期間若しくは確定給付企業年金法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日</p> <p>その額又は確定給付企業年金法第九十一条の二第二項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額</p> |
| 第七十三条第九号 | その額 | <p>その額又は確定給付企業年金法第九十一条の三第二項の規定により確定給付企業年金残余財産の移換を受けている</p> |

| | | |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 第七十三条第十号 | 場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額 |
| | その額 | その額又は確定給付企業年金法第九十条の四第二項若しくは第九十一条の五第二項の規定により連合会が確定給付企業年金残余財産の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額 |
| 第七十四条第二項の 表第三十五条の項 | 厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理 | 厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理（以下単に「年金経理等」という。） |
| 第七十四条第二項の | 並びに業務経理 | 、業務経理並びに確定給付企業年金経 |

| | | |
|----------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>表第四十一条第二項 の項下欄</p> | <p>基金及び 共済經理により、</p> | <p>理 会員及び 共済經理により、確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金經理により、</p> |
| <p>第七十四条第二項の 表第四十四条の二の 項中欄</p> | <p>年金經理</p> | <p>年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金の額以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度とし</p> |

| | | |
|--|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>第七十四条第二項の 表第四十四条の二の 項下欄</p> | <p>て、厚生労働大臣の定めるところによ り、年金経理</p> |
| | <p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年 金基金加算年金経理</p> | <p>年金給付等積立金又は確定給付企業年 金積立金（第七十四条において準用す る第六十四条の二第一号において単に 「年金給付等積立金」という。）の額 が、それぞれ加入員及び加入員であつ た者に係る責任準備金の額又は確定給 付企業年金責任準備金の額以上の額で あつて、将来にわたり財政の健全な運 営を維持することができるものとして 厚生労働大臣の定めるところにより算 出した額を上回るときは、当該上回る</p> |

| | | | |
|--------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第七十四条第二項の | <p>の項及び第四十八条 第一項及び第二項の 項</p> | <p>第七十四条第二項の 表第四十七条第一号 の項</p> | |
| 第三百三十六条の三第一項 | <p>厚生年金基金基本年金経理又は厚生年 金基金加算年金経理</p> | <p>額の明細を示した書類及び</p> | |
| 第三百三十六条の三第一項の規定による | <p>年金経理等</p> | <p>及び確定給付企業年金責任準備金の額 の明細を示した書類並びに</p> | <p>額に相当する額を限度として、厚生労 働大臣の定めるところにより、年金経 理等</p> |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|--|---------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|------------|--------------------------|
| <p>表第五十六条の項中 欄</p> | <p>第七十四条第二項の 表第五十六条の項下 欄</p> | <p>第七十四条第二項の 表第六十四条の二の 項下欄</p> | | <p>第三百三十六条の三第一項</p> | <p>又は同項第五号へ</p> | <p>年金給付等積立金</p> | <p>第三百三十六条の三第一項の規定による 年金給付等積立金及び確定給付企業年 金法第六十六条（第三項を除く。）の 規定による確定給付企業年金積立金</p> | <p>若しくは同項第五号へ又は確定給付企 業年金法施行令（平成十三年政令第四 百二十四号）第六十五条の四において 準用する同令第四十四条第一号ニ若し くは同条第二号へ</p> | <p>ロ又は同項</p> | <p>ロ若しくは同項</p> | <p>ホまで</p> | <p>ホまで又は確定給付企業年金法施行令</p> |
|------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|--|---------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|------------|--------------------------|

| | | |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>欄</p> <p>第七十四条第二項の 表第六十五条の項下</p> | <p>欄</p> <p>第七十四条第二項の 表第六十五条の項中</p> | |
| | <p>令第四十四条</p> | <p>令第四十四条</p> |
| <p>令第四十四条の厚生労働省令で定める 書類は、連合会が解散した日を令第三 十九条の三第二項第一号に規定する基</p> | <p>する額</p> <p>条第一項に規定する責任準備金に相当 した最低積立基準額及び法第六十一 日とみなして同項の規定に基づき算定 九条の三第二項第一号に規定する基準 令第四十四条の厚生労働省令で定める 書類は、基金が解散した日を令第三十</p> | <p>第六十五条の四において準用する同令 第四十四条第一号イ若しくはロ若しく は同条第二号イからホまで</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額、法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び確定給付企業年金責任準備金に相当する額</p> |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------|

第一百五條第二項第二号中「(昭和四十一年厚生省令第三十四号)」を削る。

第一百六條第一項第六号中「第六十二條の三第一項」を「第六十一条第一項」に改め、「厚生年金基金令」の下に「(昭和四十一年政令第三百二十四号)」を加える。

第一百八條中「事業主等」の下に「又は連合会」を加える。

第二百二十三條第二項中「第七十三條第二項」を「第七十三條第三項」に改め、同條第五項中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改め、「(昭和四十一年政令第三百二十四号)」を削り、「第七十三條第三項」を「第七十三條第八項」に改め、同條第七項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「、第八十九條の二の規定は令第七十三條第三項の規定により準用する令第五十條第八

項の規定により確定給付企業年金の加入者期間を厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間とみなす場合について」を加え、「第八十九条第一号」を「第八十九条」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替える」を「第八十九条の二中「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第八項」と、「移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）」とあるのは「確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間」とあるのは「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と読み替える」に改める。

第二百二十四条第四項第一号中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同項第二号中「第七十三条第三項」を「第七十三条第八項」に改める。

第二百二十五条の次に次の二条を加える。

（厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請等）

第二百二十五条の二 法第一百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 権利義務の移転に係る厚生年金基金の名称

二 権利義務の承継に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号（権利義務の承継に係る確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、基金の名称及び基金番号）

三 移転する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類

二 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類（令

第七十三条第二項において準用する令第四十九条第二号の場合を除く。）

三 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類

四 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対

照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

3 権利義務の移転に伴い、当該権利義務の移転に係る厚生年金基金の規約の変更の認可を申請する場合にあつては、当該申請は、当該権利義務の移転の認可の申請と同時に行わなければならない。

4 法第一百条の二第三項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の承認等の申請は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに承継する権利義務の限度を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

5 権利義務の承継に係る確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、前項の申請書に令第七十三条第十項の規定において準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

6 権利義務の承継を申し出ようとする事業主等が権利義務の承継に伴い、その実施する確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合にあつては、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請

と同時に行わなければならない。

7 第八十九条の規定は令第七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、第八十九条の二の規定は令第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項の規定により厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間を確定給付企業年金の加入者期間とみなす場合について準用する。この場合において、第八十九条中「令第四十九条第一号」とあるのは「令第七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第一号」と、第八十九条の二中「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項」と、「移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間」とあるのは「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）」とあるのは「確定給付企業年金」と、「移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とあるのは「厚生年金基金及び確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

（厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転に伴う事務の引継ぎ）

第二百二十五条の三 厚生年金基金が、法第一百条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者（次項において「移転者」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを連合会に提出しなければならぬ。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日
- 三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であった期間（以下この条並びに第二百十九条第一項第三号及び第四号において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入

員期間を除く。)の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の標準報酬月額及び標準賞与額

五 法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により連合会が徴収する額

2 法第百十条の二第三項の規定により移転者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、第二十一条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項とする。

一 厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日

二 基礎年金番号

第百二十六条第二項中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同条第四項中「第七十三条第五項」を「第七十三条第十一項」に改める。

第百二十七条第一項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む以下同じ。)」を削り、「附則第三十条」を「附則第三十二条」に、「第百六十二条の三第一項」を「

第六十一条第一項」に改める。

第二十八条第二号中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第二十九条第一項第三号中「厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であつた期間（以下この条において「附則第三十二条加入員期間」という。）」を「附則第三十二条加入員期間」に、「基準標準給与月額」を「報酬標準給与の月額」に、「平均標準報酬月額」を「標準報酬月額」に改め、同項第四号中「附則第三十条」を「附則第三十二条」に、「基準標準給与額及び」を「報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに」に、「平均標準報酬額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第三十条第一項中「第六十二条の三第一項」を「第六十一条第一項」に、「第六十一条第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

第三十四条の次に次の九条を加える。

（脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出等）

第三十五条 法第一百五十二条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当

該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生年金基金に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

三 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

2 法第百十五条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 厚生年金基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第八十八条の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(厚生年金基金脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移換の申出等)

第三百三十六条 法第百十五条の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた厚生年金基金は、当該厚生年金基金中途脱退者（令第八十八条の三第二項

に規定する厚生年金基金中途脱退者をいう。次項及び第四百四十一条第二項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 厚生年金基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

三 厚生年金基金の加入員の資格の喪失の年月日

2 法第百十五条の三第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該厚生年金基金中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 資産管理運用機関等が厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二 令第八十八条の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第三百三十七条 法第百十七条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの

事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第四百十条第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合にあつては、基礎年金番号

三 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日

2 法第一百七十七条の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及び

その額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（

同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう

。第四百十条第二項において同じ。）に算入される期間

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第三百三十八条 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 積立金の額(第四百四条の三又は第四百四条の六第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあつては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。)

三 第四百四条の三第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第四百四条の六第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間(第四百四十一条を除き、以下「算定基礎期間等」という。)

2 法第百十五条の四第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 令第八十八条の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(積立金の厚生年金基金への移換の申出等)

第三百三十九条 法第一百五十五条の五第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当

該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生年金基金に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等

2 法第一百五十五条の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 令第八十八条の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎と

して用いられる期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第四百四十条 法第一百七十七条の三第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別及び生年月日

二 国民年金基金連合会に提出する場合にあつては、基礎年金番号

三 積立金の額

四 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第一百七十七条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に

算入される期間

（脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法）

第四百四十一条 令第八十八条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる期間（以下この項において「算定基礎期間等」という。）を当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 厚生年金基金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、厚生年金基金の加入員であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

2 令第八十八条の三第二項の規定により、同項各号に掲げる期間（以下この項において「算定基礎期間等」という。）を当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、確定給付企業年金の加入者であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務）

第四百四十二条 令第九十三条第一項の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項については説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額

の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第九十三条第二項の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第七十三条第六項において準用する令第五十条の二第一項又は令第八十八条の二第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続

二 令第八十八条の三第二項の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法

三 前条第二項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

3 令第九十三条第三項の規定により、厚生年金基金が加入員の資格を喪失した者（以下この項において「厚生年金基金資格喪失者」という。）に厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該厚生年金基金資格喪失者の厚生年金基金脱退一時金相当額その他厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

4 令第九十三条第四項の規定により、厚生年金基金が加入員の資格を取得した者に脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項については、次の各号に掲げる事項を説明しなければならぬ。

一 令第七十三条第五項において準用する令第五十条の二第一項又は令第八十八条の二第二項において準用する同条第一項の規定による脱退一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続

二 令第八十八条の三第一項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間及びその算定方法

三 前条第一項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要な事項
(連合会から移換する積立金の額)

第四百四十三条 連合会が法第百十五条の四第二項、第百十五条の五第二項又は第百十七条の三第二項の規定により資産管理運用機関等、厚生年金基金又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合

会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 連合会の規約で定める方法により計算した額

二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）

附則第六条第一項中「承認（基金にあつては、認可。以下この条において「承認等」という。）を「承認等」に改める。

様式第三号表面中「三十万円」を「五十万円」に改める。

（厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省

令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二第二項第一号中「（厚生年金基金連合会を含む。）」を「及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）」に、「（国民年金基金連合会を含む。）」を「及び国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）」に改める。

第七十三条第二項第一号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第八百六十三条第四号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条のうち厚生年金基金規則第十二条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日前に厚生年金基金連合会に移換された年金給付等積立金に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、平成十六年改正法第九条の規定による改正

となつた期間又は法第六十一条第一項の解散した基金」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」第六十条の二第二項の規定により旧法第四百九十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した基金又は旧法第六十二条の三第一項の解散した基金」と読み替えるものとする。

2 既交付者が新法第六十五条の二第一項の規定による申出をした場合にあつては、年金給付等積立金に係る新基金令第五十二条の五の三第三項及び新基金規則第七十二条の四の四第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「算定基礎期間等」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」第六十条の二第二項の規定により旧法第四百九十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した基金又は旧法第六十二条の三第一項の解散した基金の加入員であつた期間」と読み替えるものとする。

3 既交付者が新法第六十五条の三第一項の規定による申出をした場合にあつては、年金給付等積立金に係る新基金規則第七十二条の四の四第二項第三号及び第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則（以下「新確定拠出年金法施行規則」という。）第三十条第二項第二号の規定の適用については、新基

金規則第七十二条の四の四第二項第三号中「算定基礎期間等の開始日及び終了日」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」第六十条の二第二項の規定により旧法第四百九十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した基金又は旧法第六十二条の三第一項の解散した基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日」と、新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第二号中「同法第六十条の二第二項の規定により企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第六十一条第一項の解散した厚生年金基金の加入員であった期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）」第六十条の二第二項の規定により旧法第四百九十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した厚生年金基金又は旧法第六十二条の三第一項の解散した厚生年金基金の加入員であった期間」と読み替えるものとする。

（施行日前に厚生年金基金連合会に移換された積立金に関する経過措置）

第三条 施行日前に、平成十六年改正政令第一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下「旧令」とい

う。) 附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第六十条の二第二項又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第六十二条の三第五項の規定により厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額又は残余財産が交付された者(以下この条において「既交付者」という。)が、平成十六年改正法第三十七条の規定による改正後の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号。以下この条において「新法」という。) 第一百五十五条の四第一項の規定による申出をした場合にあつては、当該交付された脱退一時金相当額又は残余財産に係る積立金(以下単に「積立金」という。)に係る平成十六年改正政令第三条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。以下この条において「新施行令」という。) 第八十八条の三第二項第二号に掲げる同条第一項第二号及び第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則(以下この条において「新確定給付企業年金法施行規則」という。) 第三百三十八条第一項第三号の規定の適用については、新施行令第八十八条の三第二項第二号に掲げる同条第一項第二号中「法第九十一条の二第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の三第一項の」とあり、及び新確定給付企業年金法施行規則第三百三十八条第一項第三号中「第四百四条の三第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となった期

間又は第四百四条の六第一項第二号に掲げる」とあるのは、「厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）第六十条の二第二項の規定により旧法第四百九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第六十二条の三第四項の」と読み替えるものとする。

2 既交付者が新法第一百五十五条の五第一項の規定による申出をした場合にあつては、積立金に係る新施行令第八十八条の三第一項第二号及び新確定給付企業年金法施行規則第三百九条第一項第三号の規定の適用については、新施行令第八十八条の三第一項第二号中「法第九十一条の二第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」とあり、及び新確定給付企業年金法施行規則第三百九条第一項第三号中「算定基礎期間等」とあるのは、「厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）第

一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）第六十条の二第二項の規定により旧法第四百九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者期間」と読み替えるものとする。

3 既交付者が新法第一百七条の三第一項の規定による申出をした場合にあつては、積立金に係る新確定給付企業年金法施行規則第四百十条第一項第四号及び新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第三号の規定の適用については、新確定給付企業年金法施行規則第四百十条第一項第四号中「算定基礎期間等の開始日及び終了日」とあるのは「厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）第六十条の二第二項の

規定により旧法第四百十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四百六十二条の三第四項の終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日」と、新確定拠出年金法施行規則第三十条第二項第三号中「同法第九十一条の二第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第九十一条の三第一項」とあるのは「厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金基金令（以下この号において「旧令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「旧法」という。）第四百六十二条の二第二項の規定により旧法第四百十九条第一項の厚生年金基金連合会に脱退一時金相当額を交付した確定給付企業年金又は旧令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四百六十二条の三第四項」と読み替えるものとする。